

～仲間を職場にもどそう～

# 社保庁不当解雇撤回闘争勝利 12・14 決起集会

日本年金機構の当面の業務運営に関する基本計画  
平成20年7月29日  
閣議決定

## IV 職員採用についての基本的考え方

3. 公的年金業務への信頼を損ねた職員の取扱い
- ・ 社会保険庁の職員からの採用に当たっては、法令違反を犯した者や、社会保険庁当局と職員団体との間で交わされたいわゆる「覚書」に象徴される業務改革に後ろ向きな者など、公的年金業務に対する国民の信頼を著しく損ねたような者が、漫然と機構の職員に採用されることがあってはならない。
  - ・ 特に、国民の公的年金業務に対する信頼回復の観点から、懲戒処分を受けた者は機構の正規職員及び有期雇用職員には採用されない。
  - ・ 過去に矯正措置などの処分を受けた者については、その処分を機構の職員としての採用を決定する際の重要な考慮要素とし、処分歴や処分の理由となった行為の性質、処分後の更生状況などをきめ細かく勘案した上で、採否を厳正に判断する。
  - ・ これまで改革に後ろ向きな言動があった者についても、職員採用審査において、改革意欲の有無や勤務実績・能力を厳正に審査し、採用の可否を慎重に判断する。
  - ・ なお、いわゆる「ヤミ専従」行為を行った職員やこのような行為に関与するなどし、国民の信頼を裏切る重大な行為に関与した者には、速やかに厳正な管理職員など、国民の信頼を裏切ることのないよう、社会保険庁及び厚生労働省においては、厚生労働大臣直轄の外部専門家による服務違反調査委員会において服務違反行為調査の再調査を徹底に行うほか、法令違反など懲戒処分の対象となり得る行為が疑われる事案についても必要な調査を実施する。また、これらの調査は、機構の職員の採用審査に確実に反映できるよう、速やかに実施するとともに、調査結果については公表する。
  - ・ なお、採用内定後に懲戒処分の対象とすべき行為が明らかとなった場合には、内定を取り消すなどしかかるべき対応がなされるものとする。また、採用後に同様の行為が明らかとなった場合においても解雇などの対応をとることとし、採用時に「過去に服務違反行為を行っていないことを誓約させるとともに、虚偽の誓約を行ったことが採用後に明らかとなった場合には、労働契約を解除することがある」旨を誓約する書面を取り交わすなどの措置を設立委員会で決定の上実施する。

## 日本年金機構の特定業務契約職員の募集について

日本年金機構は、厚生労働大臣から委任を受け、公的年金に係る一連の運営業務を「特殊法人」です。  
的年金に関する特定分野の業務に従事していただく方を募集します。

### 募集内容

- 募集内容
- ・ 社会保険に関する各種届出等の受付、審査、入力等に関する業務
  - ・ 総務事務等に関する業務 等

- 募集資格
- ・ 誠実で責任感があり、勤労意欲が高い方
  - ※ 旧社会保険庁での勤務経験がある方のうち、懲戒処分を受けたことがある方は採用いたしません。

↑この日本年金機構の職員募集は11月1日現在の募集です。いまだに旧社保庁職員で懲戒処分歴があるものを採用しない差別を行っています。これは、2008年7月29日に閣議決定された「日本年金機構の当面の業務運営に関する基本計画」で「懲戒処分を受けたものは機構の正規職員及び有期雇用職員には採用されない」とされているためです。しかも、「公的年金業務への信頼を損ねた職員の取り扱い」と年金業務の信頼を損ねたのは職員と決めつけています。  
本来、年金業務の責任は政府が負うものであり、断じて許すことができない基本計画となっています。

あれから間もなく10年!  
仲間を職場にもどしたい

# 12/14 (FRI)

時間 18時30分から (18時から受付)

場所 日比谷図書文化館 地下・コンベンションホール

住所 東京都千代田区日比谷公園 1-4 (日比谷野外音楽堂東側)  
交通 丸の内線・日比谷線「霞ヶ関駅」B2出口より徒歩約3分  
都営地下鉄 三田線「内幸町駅」A7出口より徒歩約3分  
千代田線「霞ヶ関駅」C4出口より徒歩約3分

内容 弁護団報告/行動提起/決意表明など



## 主催 全労連、国公労連、全厚生闘争団 (三者共催)

### 連絡先 日本国家公務員労働組合連合会 (国公労連)

〒105-0003 東京都港区西新橋 1-17-14 西新橋アネックスビル 3F  
電話 03-3502-6363 / FAX 03-3502-6362

